

佐久穂町包括業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町における多様化する公共サービスの向上と行政構造の効率化を実現し、行政のスリム化を図るため、民間委託可能な業務等を包括的に委託できる事業者を選定することを目的として佐久穂町包括業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称 佐久穂町包括業務委託
- (2) 業務の内容 「佐久穂町包括業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 委託料

本業務に係る委託料は、委託期間5年間総額で494,155,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 契約方法

プロポーザルにより選定した契約予定者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を行う。ただし、契約は、それぞれの年度の予算の議決をもって有効とする。

(6) その他

ア 受託にあたってのその他詳細は、仕様書及び特記仕様書を参照のこと。

イ 2（2）に示す業務については、業務開始までの業務内容の精査等により変更もあり得るものとする。

3 全体スケジュール（下記の日程は変更する場合がある。）

日 時	内 容
令和7年1月28日（火）	告示
令和7年2月5日（水）午後5時まで	参加表明受付締切り
令和7年2月5日（水）午後5時まで	質疑受付締切り
令和7年2月13日（木）	質問の回答
令和7年2月19日（水）午後5時まで	提案書等の提出締切り
令和7年2月25日（火）	プレゼンテーション
令和7年2月28日（金）	結果通知予定日
令和7年2月28日（金）～令和7年3月31日（月）	契約準備行為
令和7年4月1日（火）	契約予定日

4 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和7年2月5日（水）午後5時までに、プロポーザル参加表明書（様式1）を提出するものとする。

なお、参加申請書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

5 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 佐久穂町建設コンサルタント等の業務の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去5年間に同種同規模の業務を実施した実績を有していること。並びに契約を確実に履行すると認められること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 佐久穂町建設コンサルタント等の業務の入札参加資格登録者に係る入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者でないこと。民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (6) 佐久穂町暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。
また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (7) プライバシーマーク又はISMSの認証を受けている事業者であること。

6 質疑の受付及び回答

別紙仕様書内容及びプロポーザル実施要領等に関する質疑の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1) 受付期限

令和7年2月5日（水） 午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式2）に質疑事項を記入の上、電子メールにて提出のこと。

(3) 提出先

7（5）に同じ

(4) 回答方法

質問に対する回答は令和7年2月13日（木）までにプロポーザル参加表明書提出者に対してメールにて回答する。また、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。なお、質問が無い場合はメールでの送信はしない。

7 参加申し込みの手続き及び提出物

このプロポーザルに参加する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 業務提案書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

エ 財務関係書類（貸借対照表、損益計算書） 直近2箇年分

オ 個人情報保護に関する指針

カ 業務実績を証するもの（複写可）

(2) 提出部数

正本 1 部 副本 9 部（副本は複写可）

(3) 提出期限

令和 7 年 2 月 19 日（水） 午後 5 時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 提出先

郵便番号 384-0697

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 5 6 9 番地

佐久穂町役場 総務課庶務係

電話番号 0267-86-2525

F A X 0267-86-4935

電子メール syomu@town.sakuho.nagano.jp

8 提案項目

業務提案書に記載する項目は、次のとおりとする。

(1) 業務体制等

ア 業務を確実に円滑に遂行するための体制について

イ 継続雇用、地域貢献（地元雇用等）に対する考え方について

(2) 業務履行方法

ア 包括業務に対する考え方について

イ 各業務に対する考え方について

ウ 人材育成及び研修体制に対する考え方について

(3) 危機管理

ア 個人情報保護に対する考え方について

(4) 見積書

ア 経費として見積予定の内容説明

(5) その他の提案

9 選定方法等

(1) 契約予定者の選定は、「佐久穂町包括業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 選定に当たっては、(3) の選定基準により、提出された業務提案書に基づく審査を行い、最も優れた提案を行った者について「契約予定者」とする。

(3) 審査における選定項目は、以下のとおりとする。

評価項目	選 定 項 目	配 点	小 計
会社概要等	①会社概要及び財政状況	5	10
	②同種、同規模の受託実績	5	
業務体制等	③業務体制及び業務執行計画	30	40
	④継続雇用、地域貢献（地元雇用等）に対する考え方	10	
業務履行方法	⑤各業務及び包括業務に対する考え方	20	30
	⑥人材育成及び研修体制に対する考え方	10	
危機管理	⑦個人情報保護に対する考え方	5	5
その他	⑧その他の提案	5	5
見積金額	⑨見積金額及び積算内訳	10	10
合 計			100

※合計点数が選定委員会の定める点数に満たない場合は、失格とします。

（４） 業者選定に当たっての評価基準は、以下のとおりとする。

ア 会社概要及び財政状況

会社の規模、決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）による経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があるか。

イ 同種、同規模業務の受託実績

本委託業務と同種、同規模業務にどの程度実績があるか。

ウ 業務体制及び業務執行計画

- ① 責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置がどのようにできるか。また、業務における指揮命令系統と管理・責任体制がどのようになっているか。業務従事者配置計画は適切か。
- ② 急な欠員が生じた場合、即座に対応できる人員体制がどのようにとれるか。
- ③ 業務執行計画について業務フロー図等は適切か。
- ④ 業務開始前の習熟期間について、どのような移行体制、移行計画を予定しているか。
- ⑤ 契約期間終了前に、新たな受託者に対して円滑に業務を引き継ぐ体制がとれるか。
- ⑥ 法的な対応が必要になった場合、佐久穂町が関わることなく、受託事業者が単独で対応できる体制があるか。

エ 継続雇用、地域貢献（地元雇用等）に対する考え方

- ① 継続雇用、地元からの雇用について、どのように考えているか。
- ② 地元経済への貢献度について、どのように考えているか。

オ 各業務及び包括業務に対する考え方

- ① 仕様に定める各業務において、業務経験を有する人員の効果的な配置は可能か。
- ② 将来的な展望等、包括業務について、どのように考えているか。

カ 人材育成及び研修体制に対する考え方

- ① 人材育成の方針は定めているか。または、その体制が整っているか。
- ② 業務を遂行する上で、具体的な研修計画はあるか。また、接遇能力等の向上を図る研修はあるか。

キ 個人情報保護に対する考え方

① 業務を遂行する上での個人情報の具体的な管理体制は、どうなっているか。

② 社員に対し情報セキュリティに関する指導・研修をどのように行うか。

ク その他の提案

その他、事務の効率化、行政サービスの向上を図るために具体的企画提案があるか。

ケ 見積金額及び積算内訳

適正かつ明確な積算方法が採用されているか。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日 令和7年2月25日(火)

(2) 実施場所 佐久穂町役場 2階 会議室

(3) 実施時間 1業者につき40分以内 (プレゼンテーション30分以内 質疑応答10分以内)

(4) 出席者 5人以内

(5) その他

ア プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、変更や差し替えは認めない。

イ パソコン、プロジェクター、スクリーンは佐久穂町が準備する。

ウ 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

11 結果通知

(1) 通知予定日 令和7年2月28日(金)

(2) 通知方法 プロポーザル参加事業者に対し文書にて通知する。

(3) その他 審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

12 契約締結

選定委員会において選定された契約予定者は、契約準備行為を行う。町は佐久穂町財務規則に定める随意契約の手続きにより、契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して令和7年4月1日(火)(予定日)付で業務委託契約を締結する。

13 参加費用の負担

このプロポーザルに係る一切の費用については参加者の負担とし、参加者から提出された書類等は返却しない。

14 問合せ先

佐久穂町役場 総務課 庶務係 電話番号 0267—86—2525